



COVID-19 の検査と治療

ビザを保有していなかったり、自分のビザの滞在資格や状態を正確に把握していない場合でも、公衆衛生に関する指示には従わなければなりません。体調が悪いときは診察を受け、COVID-19（新型コロナウイルス）の検査を受けてください。

各州・準州政府は、無料の新型コロナウイルス検査および治療を提供しています。

- [ACT（首都特別地域）](#)
- [ニュー・サウス・ウェールズ州](#)
- [北部準州](#)
- [クイーンズランド州](#)
- [南オーストラリア州](#)
- [タスマニア州](#)
- [ビクトリア州](#)
- [西オーストラリア州](#)

ブリッジングビザ保有者

ブリッジングビザ A、B または C の保有者

現在ブリッジングビザ A、B または C を保有している方は、既に提出済みのビザ申請もしくはビザ関連決定の見直しが審査されている間、当該のブリッジングビザによりオーストラリアでの滞在が可能になります。しかし、現在決定を待っている移民・移住関連の審査や見直し案件が無く、*加えて*オーストラリアから出国することができない状況にある方は、新しいビザを申請して合法的な滞在を維持できるようにしなければなりません。

ブリッジングビザ A または C の保有者がオーストラリアから出国すると、そのブリッジングビザ A または C は失効します。このような場合、将来オーストラリアに戻りたいと希望するのであれば、再びオーストラリアに入国することを可能にする別のビザを新たに申請しなければなりません。ブリッジングビザ A の保有者は、オーストラリアから出国する前に代わりにブリッジングビザ B を申請することも検討することができます。

- ブリッジングビザ B の申請に対する審査は引き続き行われていますが、ブリッジングビザ B の保有者は、例外的な措置や規制適用の除外措置が取られた場合を除き、渡航規制が解除されるまでオーストラリアへの入国を拒否されます。渡航規制や規制適用からの除外措置についての詳細は、[オーストラリアへの入国](#)の項を確認してください。

ブリッジングビザ E の保有者

ブリッジングビザ E は、以下の期間中に保有者がオーストラリアに滞在することを可能にするものです：

- 出国を手配するまでの間
- 移民・移住関連の決定が下されるのを待つ間

不法滞在状態になり、他のビザを申請できなくなった場合、可能な限り速やかにブリッジングビザ E を申請することで、オーストラリアでの滞在が合法的なものとなり、可能な限り速やかな出国の手配を進められるようになります。

ブリッジングビザ E を保有しているものの、その有効期限より前にオーストラリアを出国することができない場合、合法的な滞在を維持するために、もう一度あらためてブリッジングビザ E を申請する必要があります。

- 申請は [ImmiAccount](#) からオンラインで行えます。
- ImmiAccount へのアクセスが無い方は、郵送で申請用紙 ([Form 1008 – Application for a Bridging visa E – subclass 050](#) [用紙番号 1008 –ブリッジングビザ E (サブクラス 050) 申請用紙]) を送付することができます。

非オーストラリア国籍の不法滞在者として、あるいはブリッジングビザ D、E、または F の保有者としてオーストラリアを出国する方は、一定期間オーストラリアへの再入国を認められない可能性があり、そうした事実が将来のビザ申請に影響を及ぼすことがあります。

- 再入国禁止措置についての詳細情報は、[Re-entry ban](#) [再入国禁止措置] の項で確認してください。

ブリッジングビザでの就労

ブリッジングビザの条件により、当該ブリッジングビザ保有者のオーストラリア国内での就労が認められる場合があります。ビザ条件の確認は、以下の方法で行えます：

- VEVO サービスを利用する、もしくは
- 自身の ImmiAccount 上でビザ条件にアクセスする。

保有しているブリッジングビザでは就労が認められていない、もしくは就労が制限されている方は、就労が認められている別のブリッジングビザを新たに申請することができる場合もあります。ただし、そのような申請は特定の状況下においてのみ行えるものであり、通常は申請者が経済的に困窮した状態にあることを証明しなければなりません。

こうした就労のための要件を満たしていないものの、いずれかのブリッジングビザの発給を受ける資格がある方については、当省から以前のブリッジングビザに適用されていたものと同じ条件が適用される新たなブリッジングビザが発給されます。

有効期限が迫っているブリッジングビザ

ビザの有効期限が迫っている方は、帰国が可能であるのなら、できる限り早く自国への帰国を検討すべきであり、これは家族からの支援を得られない方に特にあてはまります。

今後6ヵ月にわたり自らの生活を支えることができない一時滞在ビザ保有者は、できる限り早く自国に帰国すること、そしてそのための手配をすることを強く推奨されています。

そうした状況にありながらオーストラリアから出国することができない場合は、有効なビザを保有していなければなりません。また、そのような方は、渡航規制が解除されたときにはオーストラリアを出国するものとみなされます。

詳細は、[Your visa is expiring or has expired \[ビザの有効期限が迫っている方、またはビザが既に失効している方\]](#)の項を確認してください。

現在オーストラリア国外にいて、自身のビザの有効期限が切れる前にオーストラリアに入国することができない方は、オーストラリアへの渡航を希望するのであれば、新しくビザを申請してそのビザを発給されなければなりません。

ビザの有効期限を延長することはできません。また、オーストラリア国外にしながらブリッジングビザB（BVB）の有効な申請をすること、あるいはオーストラリア国外にしながらBVBを発給されることもできません。

支援サービス

自身のビザの滞在資格や状態についての問題を解決することができない方は、内務省の Status Resolution Service（SRS：滞在資格解決サービス）が支援を提供できます。

詳細情報は、[Status resolution service](#) のウェブサイトを確認してください。

SRSの担当官は、ビザの選択肢としてどのようなものがあるのか、そしていまあなたが下す決断が将来的な選択肢にどのような影響を及ぼし得るのかを説明できます。また、オーストラリアからの出国に向けての計画のお手伝いや、必要であれば他のサービスへの紹介も行えます。

当省の Status Reslution Service は、特例的な状況において、オーストラリアからの出国を希望していて一定条件を満たしている個人への支援を提供することがあります。当省は帰国支援プログラムの実行を担うサービス提供者として International Organisation for Migration（国際移住機関：IOM）および Serco（Homeward）と委託契約しています。

帰国支援プログラムでは、条件を満たしている利用者に対して、以下に挙げるものを含む支援項目のうちいずれかひとつ、もしくは複数の組み合わせを提供することができます：

- 個別の帰国カウンセリング
- 航空券
- 渡航文書を取得するための支援
- 帰国先の国での受け入れ支援
- 最終目的地までの渡航支援

帰国支援プログラムの利用条件を満たしているとみなされるには、以下の条件項目を満たさなければなりません：

- オーストラリア国籍を有していないこと
- オーストラリアへの再入国を許可するビザを保有していないこと
- 出身国、もしくは入国および滞在の権利を有している国への自主的な帰国を選択していること
- 帰国を自費でまかなうことができないと証明すること

詳細情報は [Help to leave \[出国の支援\]](#) のウェブサイトを確認してください。

Status Resolution Support Services（滞在資格解決支援サービス：SRSS）は、移民・滞在資格についての決定を待つ間、一時的にオーストラリアのコミュニティにいる特定の非オーストラリア国籍者を対象としたサポートを提供しています。SRSS プログラムは、内務省とやり取りをして自身の移民・滞在資格についての問題を解決している期間中に自らの生活を支えることができない個人を対象に、短期間かつ個々に合わせた内容のサポートを提供しています。このサービスは、継続的な社会保障や福祉手当を受給できるものではありません。

就労権が付随しているブリッジングビザ保有者で、就労能力がある方については、移民・滞在資格についての問題が解決に向けて対応されている期間中も、生活を自身で支えることが求められています。

COVID-19による影響期間中は、SRSSのもとでのサポートへの申請は、個別案件毎に審査されます。

詳細情報は、[Status Resolution Support Services](#) のウェブサイトを確認してください。